

au でんき
（特別高圧、高
圧）TypeE
需給約款
（EPM・KDDI）

2024年4月1日

株式会社エナリス・パワー・マーケティ
ング

KDDI 株式会社

需給約款目次

I	総則	6
1	適用	6
2	定義	6
3	単位および端数処理	7
4	実施細目等	7
II	契約について	8
5	需給契約の申込み	8
6	需給契約の成立および契約期間	8
7	需要場所	9
8	需給契約の単位	9
9	供給の開始	9
10	供給の単位	10
11	承諾の限界および遵守事項	10
III	料金および契約種別	11
12	料金	11
13	契約種別	12
13	の2 電源連動型再エネメニューの料金改正	12
14	特別高圧電力	12
15	高圧電力	13
16	予備電力	13
IV	料金の算定および支払い	14
17	料金の適用開始の時期	14
18	料金の算定期間	14
19	使用電力量等の計量	14
20	料金の算定	14
21	料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法	15
22	延滞利息	15
V	使用および供給	17
23	適正契約の保持	17
24	契約超過金	17
25	力率の保持	17
26	需要場所への立入りによる業務の実施	17
27	電気の使用にともなうお客さまの協力	18
28	供給の停止および停止期間中の料金	18
29	違約金	19

30	供給の中止または使用の制限もしくは中止	20
31	損害賠償の免責	20
32	設備の賠償	21
VI	契約の変更および終了	22
33	契約期間中のお客さまからの申し出による需給契約の変更	22
34	名義および商号等の変更	22
35	需給契約の解約	23
36	不可抗力による解約	23
37	解約違約金	23
38	需給開始後の需給契約の解約または変更にもなう料金の精算	24
39	需給開始後の需給契約の解約または変更にもなう工事費の精算	24
40	解約等	24
41	需給契約終了後の債権債務関係	25
VII	供給方法、工事および工事費の負担金	26
42	供給方法および工事	26
43	工事費負担金等相当額の申受け等	26
VIII	保安	26
44	保安の責任	26
45	保安等に対するお客さまの協力	26
IX	その他	27
46	au でんき約款または料金単価等の変更	27
47	権利・義務の譲渡等の禁止	28
48	準拠法	28
49	管轄裁判所	28
49	の2. お客さま等にかかわる情報の取得	28
50	守秘義務	28
51	反社会的勢力の排除	28
52	お客さま等にかかわる情報の利用	29
53	環境価値の仕様	29
附	則	30
1.	供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い	30
2.	2020年4月1日改定	30
3.	2021年10月1日改定	30
4.	2022年5月21日改定	30
5.	2023年6月1日改定	30
6.	2023年7月11日改定	30
7.	2024年4月1日改定	30
別	表	32
1.	再生可能エネルギー発電促進賦課金	32
2.	燃料費等調整	33

I：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合	33
3. 日割計算の基本算式	41
4. 環境価値の仕様	42
電源連動型再エネメニュー電気料金単価表	43
（高圧・特別高圧 全エリア共通）	43
予備電力（電源連動型再エネメニュー用）電気料金単価表	47
（高圧・特別高圧 全エリア共通）	47
別紙 燃料費等調整単価の係数等	49

I 総則

1 適用

- (1) KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか（以下、「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「エナリス」といいます。）が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI がエナリスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（以下、「この au でんき約款」といいます。）によります。なお、この au でんき約款および単価表に定めのない事項については、KDDI およびエナリスは関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）にしたがいます。
- (2) この au でんき約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
沖縄県、離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）
- (3) 本約款のほか、この au でんき約款による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本約款の一部を構成するものとします。
- (4) 本約款と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

2 定義

次の言葉は、この au でんき約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (2) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (4) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (5) 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、当該一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。
- (6) 日負荷電力量
お客さまが使用された電力量のうち、1日（0時～24時）に使用された総電力量をいいます。
- (7) 需要場所
お客さまがエナリスから供給された接続供給にかかわる電気を使用する場所をいいます。

す。

(8) 消費税相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(9) 削除

(10) 燃料費等調整額

燃料費の変動をでんき料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて別表2に記載の方法により算出された値をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

3 単位および端数処理

この au でんき約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税相当額を加算して支払いを受ける場合、消費税相当額が課される金額および消費税相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

4 実施細目等

この au でんき約款の実施上必要な細目事項およびこの au でんき約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。

II 契約について

5 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認の上、予め供給条件に関して KDDI と協議いただいた上で、KDDI 所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に次の事項を記入し KDDI に提出することで、申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）を含みます。）、標準電圧、契約電力、業種、需給開始希望日、契約期間、基本料金単価、使用電力量料金単価、およびその他 KDDI が必要と定める事項

また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) 供給設備の工事を要する場合、お客さまにおいて、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただいたうえで、前項にもとづき申込みをしていただきます。なお、この場合、申込みいただいた需給開始希望日にて供給が開始できないことがあります。
- (3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金その他債務ついて、お客さまが KDDI の定める期日を経過してもなお支払われない場合等には、お客さま氏名、住所、支払状況等の情報を他小売電気事業者へエナリスが通知することがあります。

6 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、申込みを KDDI およびエナリスが「au でんき」需給開始のご案内」を発行することで申込みに関して承諾した日と料金の適用開始日のいずれか早い日に成立いたします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、KDDI およびエナリスは申込みを承諾しないことができるものとします。

- イ お客さまが申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると KDDI またはエナリスが判断した場合
- ロ お客さまが申込み時に KDDI に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
- ハ その他前各号に準ずる場合で、KDDI またはエナリスが契約締結を適当でないとする場合

判断した場合

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 「電源連動型再エネメニュー」の場合、契約期間は需給契約が成立した日から、需給開始日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の翌年度4月の計量日前日までといたします。それ以外のメニューの場合は、需給契約が成立した日から、需給開始日(9(供給の開始)(1)に定義する。)以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ ロにもとづき需給契約が継続される場合、KDDIおよびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDIおよびエナリスは、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、新たな需給契約の成立日、供給地点特定番号(お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。)ならびにKDDIおよびエナリスの名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDIおよびエナリスは、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせ、その他の書面の交付を省略することができるものといたします。
- ニ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は、期間満了により終了いたします。

7 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

8 需給契約の単位

KDDI およびエナリスは、1 需要場所について 1 需給契約を締結し、1 契約種別を適用します。ただし、予備電力を利用する場合に限り、1 需要場所について予備電力に加えて予備電力以外のもう 1 契約種別の合計 2 契約種別を適用して 1 需給契約を締結するものとします。

9 供給の開始

- (1) KDDI およびエナリスがお客さまの需給契約の申込みを「au でんき」需給開始のご案内により承諾したときには、KDDI は、エナリスおよびお客さまと協議の上、電気の需給開始日を定め、エナリスは供給準備その他必要な手続きを経たのち、「au でんき」需給開始のご案内に記載の需給開始日から電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき事由により、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本

料金の50%相当額をKDDIにお支払いいただきます。

- (3) KDDIは、天候、用地事情等やむをえない事由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、すみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客さまと協議の上、新たに電気の需給開始日を新たに定め、エナリスにおいて電気を供給いたします。

10 供給の単位

エナリスは特別の事情がない限り、1 需要場所につき1 供給電気方式1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

11 承諾の限界および遵守事項

- (1) KDDI およびエナリスは、6（需給契約の成立および契約期間）(1)に定める場合のほか、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI が提供するサービスのお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDI またはエナリスの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。お客さまは、この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものといたします。
- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること
 - ロ 他人になりすましてエナリスまたはKDDI が提供する各種サービスを利用すること
 - ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と反する申出を行うこと
 - ニ KDDI またはエナリスが提供する各種サービスの運営を妨げること

Ⅲ 料金および契約種別

12 料金

- (1) この au でんき約款における、電気料金およびその請求等の条件については、KDDI が定めます。
- (2) KDDI は、料金単価（基本料金単価、電力量料金単価を含みます。以下同じです。）を決定するため、お客さまに、申込み在先立ち、予定される最大需要電力、契約電力、力率、年間の使用電力量、月間の使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他エナリスが電力供給をする上で必要となる情報を提出していただく場合があります。
- (3) 料金単価に関しては、(2)にもとづき提出いただいた情報をもとに、「au でんき」需給開始のご案内」のご案内にて定めさせていただきます。
- (4) 削除
- (5) 料金は契約種別ごとの基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、それぞれ下記の通り算出いたします。ただし、事前に KDDI およびエナリスとお客さまとの間で協議した内容と各使用電力量が著しく異なる場合は、別途、料金の変更等について協議させていただきます。

【基本料金】

- イ 契約種別が 1 4（特別高圧電力）および 1 5（高圧電力）の場合

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率} \times 100) \div 100$$

※ただし、当該 1 月にお客さまが特別高圧電力又は高圧電力契約の電気をまったく使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。） 、
次の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times 0.5$$

- ロ 契約種別が 1 6（予備電力）の場合

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力}$$

【電力量料金】

- イ 契約種別が 1 4（特別高圧電力）および 1 5（高圧電力）の場合

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

- ロ 契約種別が 1 6（予備電力）の場合

電力量料金は、当該 1 月の予備電力使用電力量につき、需給契約に基づきイで適用される電力量料金単価の該当料金を適用し、イと同様の算式により算定します。

【燃料費等調整額】

$$\text{燃料費等調整単価} \times \text{使用電力量}$$

【再生可能エネルギー発電促進賦課金】

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

- (6) 燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に関しては、別表 2

にて定めます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	再エネ標準メニュー	特別高圧電力	(業務用)
			(産業用)
		高圧電力	(業務用)
		(産業用)	
		予備電力	
		電源連動型再エネメニュー	特別高圧電力
		高圧電力	
		予備電力	

13の2 電源連動型再エネメニューの料金改正

契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合、原則として、毎年 4 月 1 日に料金改定を行い、4 月の計量日から翌年 4 月の計量日前日まで新たな料金単価を適用します（以下「定期改定」といいます。）。

イ 当社は、毎年 1 月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日（4 月 1 日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。

ロ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 40 日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで、6.（受給契約の成立および契約期間）(2) ロにかかわらず本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。

ハ 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日以降の計量日より新たな料金単価を適用します。

2 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

14 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力についてはお客さまからいただいた需給契約の申込内容にもとづいて、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事

業者からの求めにより、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。

- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

15 高圧電力

- (1) 適用範囲
高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。
- (2) 契約電力
契約電力は下記方法によって算出されるものとします。
- イ 契約電力が500キロワット未満の場合、電力使用月の最大需要電力と前11ヵ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
また、契約電力の最低値は1とします。
 - ロ 契約電力が500キロワット以上の場合、負荷の実情に応じてお客さまとKDDI およびエナリスとの協議により定めます。ただし、1需要場所について当該一般送配電事業者からの求めにより、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

16 予備電力

- (1) 適用範囲
常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。
- イ 予備線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
 - ロ 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
- (2) 契約電力
契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまとKDDI およびエナリスとの協議によって定めます。
- (3) その他
- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
 - ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、特別高圧または高圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

17 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責と
ならない事由によって需給が開始されない場合を除き、原則として「au でんき」需給
開始のご案内」に記載された需給開始日から適用いたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下、「計量期間
等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終
了した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期
間または解約日含む計量期間等の始期から解約日までの期間といたします。なお、解
約日とはこの需給契約に従いエナリスがお客さまに電気を供給する最終日といたしま
す。

19 使用電力量等の計量

- (1) 料金の算定期間の使用電力量は、30分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、
需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、解約日を含む計量期間等の始
期から解約日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、料
金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯毎に、30分
毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が終了する場合で、特別の事
情があるときは、解約日を含む計量期間等の始期から解約日までの期間といたします。）
において合計した値とします。
- (2) KDDI およびエナリスは、当該一般送配電事業者より受領した検針の結果を、原則とし
て料金の請求書に記載することでお客さまにお知らせいたします。
- (3) 力率は、当該一般送配電事業者より受領した値を用います。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場
合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めると
ころにより、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。

20 料金の算定

- (1) KDDI は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始、再開、もしくは停止し、または需給契約が終了した
場合
 - ロ 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、

もしくは停止した場合

- (2) 「電源連動型再エネメニュー」の場合、需給契約ごとにこの au でんき約款ならびに電源連動型再エネメニュー電気料金単価表に定めた料金単価を提供して算定いたします。それ以外のメニューの場合は、料金は、需給契約ごとにこの au でんき約款ならびに「au でんき」需給開始のご案内に定めた料金単価を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1) の各号のいずれかに該当する場合、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表3に定める算式により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、別表3に定める日割計算対象日数（以下、「日割計算対象日数」といいます。）の使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 燃料費調整額又は燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算対象日数の使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (4) (3) の場合により日割計算をするときは日割計算対象日数には需給開始日、再開日および解約日を含み、停止日を除きます。

21 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。
- イ 原則として当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日とし、託送約款等に定める計量期間等の終了日といたします。ただし、検針日もしくは計量日に検針もしくは計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。
 - ロ 電気需給契約が終了した場合は、当社が電気需給契約の終了日以降に検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。
- (2) この au でんき約款ならびに申込書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客さまの料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等においてお支払いいただきます。
- (3) (2) において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがってお支払いいただきます。料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾を得て、KDDI の指定する支払期日ごとにお支払いいただくことがあります。
- (4) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

22 延滞利息

- (1) お客さまは、料金等（これらにかかる消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払い

がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までにお支払いいただきます。

- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に、支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

V 使用および供給

23 適正契約の保持

お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、KDDI およびエナリスはお客さまに需給契約を適正なものにすみやかに変更していただきます。

24 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、KDDI およびエナリスの責となる事由による場合を除き、KDDI およびエナリスは、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割りまたは割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としていただきます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日にお支払いいただきます。
- (3) 契約電力の超過にともない、エナリスが当該一般送配電事業者との間における託送約款等にもとづき支払うべき料金の額に変更が生じた場合、KDDI およびエナリスは、お客さまとの需給契約に定める料金を変更させていただきます。

25 力率の保持

- (1) お客さまは、需要場所の負荷の力率を原則として 85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしなければならぬものといたします。
- (2) お客さまはエナリスの求めに応じ、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉を行わなければならないことがあります。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

エナリスまたは当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- イ 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- ロ 当該一般送配電事業者が保安業務を行う際の電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

- ニ 計量器の検針または計量値の確認
- ホ 当該一般送配電事業者が託送約款等の定めにしたがい供給の停止、再開、終了を行うにあたり必要な処置
- へ その他この au でんき約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備にかかわる保安の確認に必要な業務

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の各号のいずれかに定める原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物、電気機器その他に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）、お客さまは自己の費用負担において、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、当該一般送配電事業者がお客さまの費用負担において供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、電気設備に関する技術基準、その他の法令および当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。
- (3) お客さまは、電気の供給の実施にともない、当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) お客さまはエナリスまたは当該一般送配電事業者の求めに応じ、電気の供給の実施にともない、エナリス指定の様式（週間電気使用計画書）にしたがい、1週間毎の使用電力量の計画書を提出しなければならないことがあります。

28 供給の停止および停止期間中の料金

- (1) 託送供給等約款に定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者より、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ お客さまの責となる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- ハ 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) 託送供給等約款に定めるところにより、次の各号のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者からエナリスがその旨の警告を受けた場合で、KDDI およびエナリスがお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ハ 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- ニ 27（電気の使用にともなうお客さまの協力）に反して、必要な措置を講じない場合
- (3) 前項各号の場合以外でも、お客さまがこの au でんき約款に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- (4) 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (5) 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者は、速やかに電気の供給を再開します。
- (6) 前項による当該停止期間中について、別表3（日割計算の基本算式）（4）により日割計算をして、料金を算定いたします。

29 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまにお支払いいただきます。
- (2) (1)の支払いを免れた金額は、この au でんき約款ならびに申込書および変更申込書（33（需給契約の変更））に定義します。）に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) お客さまが不正に電気を使用した期間が確認できないときは、6ヶ月以内でKDDI が決定した期間をお客さまが不正に電気を使用した期間といたします。
- (4) お客さまの責となる事由により、契約期間満了前にKDDI がお客さまとの需給契約を解約した場合には、KDDI は違約金として以下の算定式により算出される金額をお客さまよりいただきます。
- [解約日の前月の契約電力 × 基本料金単価 × 契約期間の残余期間 × 1.5]
- ただし、契約期間の残余期間の内1月に満たない月がある場合、当該月の残余期間については別表3の算定にもとづき、日割計算いたします。

30 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、KDDI は、次のように定める割引料金を、対象となる計量期間等の当月分または翌月分の料金から割引いたします。ただし、当該使用制限または中止の原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、当該使用制限または中止に関する割引を行いません。また、対象となる計量期間等にて契約期間が終了となる場合、対象となる計量期間等の料金を割引いたします。

イ 割引の対象

当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した日における契約内容に応じ、12（料金）(5)に定める算式にしたがい算定された1月の基本料金といたします。

ロ 割引率

契約電力が500キロワット以上の場合は1月中に当該一般送配電事業者により電気の使用が制限、または中止された延べ時間数（以下、「延べ時間数」といいます。）1時間ごとに0.2パーセント、契約電力が500キロワット未満の場合は1月中に当該一般送配電事業者により電気の使用が制限、または中止された延べ日数（以下、「延べ日数」といいます。）1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 延べ時間数および延べ日数の計算

延べ時間数および延べ日数は、託送約款等にもとづき算定された値とします。

- (2) 当該一般送配電事業者が電気の使用を制限しまたは中止した期間に、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせして行う電気の使用の制限または中止の期間（以下、「除外対象期間」といいます。）が含まれる場合、除外対象期間1月につき1日を限って延べ時間数および延べ日数に算入しません。なお、除外対象期間に1月に満たない端数がある場合、当該端数は1月と扱うものといたします。

31 損害賠償の免責

- (1) KDDI およびエナリスの責となる事由により、お客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、KDDI およびエナリスは、実際の需給開始日までの期間について、お客さまが当該一般送配電事業者等に支払った料金額と KDDI およびエナリスとの需給契約における料金額との差額を負担するものといたします。なお、この場合における、KDDI およびエナリスの責任は、かかる差額の負担に限られるものとします。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが KDDI およびエナリスの責めによらない場合であるときには、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが5（需給契約の申込み）(3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、KDDI およびエナリスはその賠償の責を負いません。

- (4) 40（解約等）の定めにしたがい需給契約が解約された場合、または期間満了によって需給契約が終了した場合には、その名目、事由の如何を問わず、KDDI およびエナリスはお客様の受けた損害について賠償の責を負いません。
- (5) KDDI およびエナリスは、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責を負いません。ただし、KDDI およびエナリスの責となる事由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様もしくはKDDI およびエナリスが損害を受けた場合、または36（不可抗力による解約）にしたがって需給契約が解約され、それにとまなう損害を受けた場合、KDDI、エナリスおよびお客様はその損害について賠償の責を負いません。
- (7) KDDI およびエナリスは、当該一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客様の損害につき、責任を負いません。

32 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、KDDI およびエナリスが当該一般送配電事業者から賠償の責任を受けた場合は、KDDI は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いいたします。
- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の KDDI およびエナリスまたはそのグループ会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、KDDI は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いいたします。

VI 契約の変更および終了

33 契約期間中のお客さまからの申し出による需給契約の変更

- (1) お客さまからのお申し出による5（需給契約の申込み）(1)にて定められる契約事項は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが契約事項の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継させる場合を含みます。）を希望する場合は、KDDI およびエナリスとの協議のうえ、変更にもなう負担金額を定め、新しい契約内容への変更を行うことができるものといたします。
- (2) 前項にしたがい契約事項を変更する場合、お客さまはKDDI およびエナリスに対し、契約事項の変更にかかるKDDI およびエナリス所定の様式および内容の申込書（以下、「変更申込書」といいます。）を用いて申込みをするものとし、変更後の契約はKDDI およびエナリスがお客さまへ書面（電磁的方法を含みます。）により通知（以下、「変更通知」といいます。）することで当該申込みを承諾したときに成立します。当該変更後の需給契約の契約期間は、変更通知に別段の定めのない限り、変更通知に需給開始日として記載された日以降1年目の日までとし、その後の契約期間は6（需給契約の成立および契約期間）(2) ロないし二にしたがうものとします。
- (3) (1)にしたがい契約事項を変更する場合、KDDI およびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容のみといたします。また、KDDI およびエナリスは、当該説明の際、需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI およびエナリスは、需給契約を変更した場合、遅滞なく、このau でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびにKDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

34 名義および商号等の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまのKDDI およびエナリスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨をKDDI へ文書により申し出ていただきます。また、お客さまは次の事項に変更が生じた場合、速やかにKDDI に届け出るものといたします。

- イ 商号
- ロ 代表者
- ハ 所在地
- ニ 経営の主体（大株主の異動等を意味しますが、これに限りません。）

35 需給契約の解約

- (1) 需給契約は、6（需給契約の成立および契約期間）(2) の場合、その期間満了をもって消滅いたします。
- (2) お客さまが6（需給契約の成立および契約期間）(2) 二または13の2（電源連動型再エネメニューの料金改正）口によらずこのau でんき約款にもとづく電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、3ヶ月前までにKDDIに解約申込書を用いて申込みをするものとします。
- (3) 需給契約は、36（不可抗力による解約）もしくは40（解約等）の場合、または次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の解約申込書に記載の解約希望日に消滅いたします。
 - イ KDDI およびエナリスがお客さまの解約通知を解約希望期日の3ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から3ヵ月後に需給契約が終了するものといたします。
 - ロ KDDI およびエナリスまたは当該一般送配電事業者の責めとならない理由により解約希望日に需給を終了させるための処置を行うことができない場合、需給契約は、需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- (4) (2)の規定に反して、お客さまがKDDIに通知をせず、エナリス以外の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者からKDDI またはエナリスに需給契約終了の通知がされた場合、KDDI およびエナリスは、当該通知をもってお客さまのKDDI に対する解約申込として取扱い、電力広域的運営推進機関または当該一般送配電事業者から KDDI およびエナリスに通知がされた終了期日を需給契約の終了日といたします。ただし、この場合であっても、29（違約金）(4)は適用されるものとします。なお、KDDI は、当該通知の内容についてお客さまに確認をする場合があります。
- (5) 40（解約等）によって、KDDI が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

36 不可抗力による解約

お客さま、KDDI またはエナリスが、以下の各号のいずれかに定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたはKDDI およびエナリスは、需給契約の一部または全部を解約することができるものといたします。

- イ 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

37 解約違約金

- (1) お客さまは、(2) または36（不可抗力による解約）にもとづく解約および廃止の場合を除き、需給開始日（「au でんき」需給開始のご案内）または変更通知に需給開始日として記載された日のうちもっとも遅い日をいいます。以下本条において同じです。）から1年間は需給契約を解約できないものといたします。ただし、お客さまは、13の2（電源連動型再エネメニューの料金改正）ロまたは35（需給契約の解約）(2)の定め

にしたがい申込みを行い、かつ KDDI に対し以下の算定式により算出される金額を支払うことにより、需給開始日から 1 年未満の場合でも需給契約を解約することができるものといたします。

なお、以下の算定式において、契約期間の残余月数は別表 3 に定める算式により日割計算をいたします。

[解約申込日の前月の契約電力 × 1 月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数] + [需給開始日から解約申込日の前の計量日の前日までの 1 日当たりの平均使用電力量 × 電力量料金単価（需給契約に定める金額のうち、最も高い料金単価） × 契約期間の残余日数]

- (2) お客さまが、需給開始日から 1 年経過後に、解約希望日の 3 ヶ月前までに、KDDI に対し、解約申込書による意思表示を行うことにより需給契約を解約する場合、前項で定める金額の支払いは必要ないものとします。

38 需給開始後の需給契約の解約または変更にもなう料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、エナリスが託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。

39 需給開始後の需給契約の解約または変更にもなう工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が終了する場合に、KDDI およびエナリスが託送約款等にもとづいて、当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。

40 解約等

- (1) KDDI は、次の各号のいずれかに定める場合、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、KDDI はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
 - ロ お客さまが、料金の全部または一部を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または KDDI もしくはエナリスの提供する他のサービスの利用料金等の KDDI もしくはエナリスに対する債務を KDDI もしくはエナリスの定める支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費用負担均等相当額その他この au でんき約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ 29（違約金）(1)に該当する場合

- へ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合
 - ト お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じる恐れがあるとKDDIが認めた場合
 - ル お客さまがその他このauでんき約款に反した場合
- (2) お客さまが35（需給契約の解約）(2)による通知をされないで、その需給場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は終了するものといたします。

41 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担金

42 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

43 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) エナリスが、当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、お客さまは KDDI に対し、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に支払うものとしたします。
- (2) エナリスが、当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合には、KDDI は、お客さまとの間で工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとしたします。
- (3) 託送約款等にもとづき KDDI またはエナリスの負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

Ⅷ 保安

44 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。

45 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまはすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に

直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、当該一般送配電事業者事前に通知していただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当該一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

IX その他

46 au でんき約款または料金単価等の変更

- (1) KDDI およびエナリスは、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、料金単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価もしくは燃料費調整額又は燃料費等調整額に係る単価を変更する場合、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりこの au でんき約款変更が必要な場合、その他 KDDI およびエナリスが必要と判断した場合には、この au でんき約款を変更することがあります。この場合、KDDI は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、変更の概要）およびその効力発生時期を説明いたします。その説明が行われ、効力発生時期が到来した場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの au でんき約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、KDDI は、あらかじめお客さまに変更の概要およびその効力発生時期を説明し、効力発生時期が到来した場合、変更された税率にもとづき、この au でんき約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (3) (1) または (2) にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合を除く。）、KDDI は、この au でんき約款の変更内容およびその効力発生時期を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI は、(1) または (2) にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合、KDDI は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省

略することができるものといたします。

47 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による KDDI およびエナリスの承諾を得た場合を除き、需給契約に関する権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものといたします。

48 準拠法

この au でんき約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

49 管轄裁判所

KDDI およびお客さまとの間に生じたこの au でんき約款に関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。

49の2. お客さま等にかかわる情報の取得

お客さまは、需給契約の提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を KDDI およびエナリスが取得することを承諾するものとします。

50 守秘義務

お客さまならびに KDDI およびエナリスは、需給契約（需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含みこの au でんき約款の内容を除く）の存在および内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、需給契約の履行に関連して当該一般送配電事業者に開示が必要な情報、および法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものといたします。

51 反社会的勢力の排除

(1) KDDI およびエナリスは、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに需給契約を解約することができるものとします。

- イ 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）である場合、また反社会的勢力であった場合、または反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められる場合
- ロ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスに対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合

- ハ KDDI またはエナリスに対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - ニ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスの名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
 - ホ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスの業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
- (2) KDDI およびエナリスは、前項により需給契約を解約した場合には、お客さまに損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものといたします。
- (3) お客さまが(1)の各号のいずれかに該当した場合、KDDI およびエナリスは、これにより被った損害の賠償をお客さまに対して請求できるものといたします。

52 お客さま等にかかわる情報の利用

49の2（お客さま等にかかわる情報の利用）および50（守秘義務）に定めるほか、需給契約に関して取得したお客さまにかかわる情報の取扱いについては、別途KDDIの定める「KDDI プライバシーポリシー

（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」およびエナリスの定める「個人情報保護方針（<https://eneres-pm.co.jp/privacy1/>）」が適用されます。

53 環境価値の仕様

この au でんき約款により供給する電気の電源構成および環境価値は、別表4のとおりとします。

附 則

1. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なる電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同意にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

2. 2020年4月1日改定

- (1) このauでんき約款は、2020年4月1日より実施いたします。
- (2) (1)の定めにかかわらず、2018年9月1日の前日までにお申込みされた需給契約には、別表2.燃料費調整および、「auでんき」需給開始のご案内」または変更通知にて別段の定めのある事項を除き、2018年9月1日付変更により改定される前のこのauでんき約款が適用されるものとします。

3. 2021年10月1日改定

- (1) このauでんき約款は、2021年10月1日より実施いたします。

4. 2022年5月21日改定

- (1) このauでんき約款は、2022年5月21日より実施いたします。

5. 2023年6月1日改定

- (1) このauでんき約款は、2023年6月1日より実施いたします。

6. 2023年7月11日改定

- (1) このauでんき約款は、2023年7月11日より実施いたします。
- (2) 「電源連動型再エネメニュー」の場合の特則
契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合、以下の特則が適用されます。
お客さまからの申出による解約の解約日が2024年4月の計量日前日までの場合、当社は、37 解約違約金に基づく解約違約金を申し受けません。

7. 2024年4月1日改定

- (1) このauでんき約款は、2024年4月1日より実施いたします。
- (2) (1)の定めにかかわらず、需給開始日が2024年4月1日の前日までの需給契約には、「auでんき」需給開始のご案内」または変更通知にて別段の定めのある事項を除き、2024年4月1日付変更により改定される前のこのauでんき約款が適用されるものとします。
- (3) (1)及び(2)の定めに関わらずKDDIは、改定後のauでんき約款に定める料金（電源連動型再エネメニュー電気料金単価表及び予備電力（電源連動型再エネメニュー）電気料金単価表に係る規定に限ります。）を、始期が2024年4月1日以降であ

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（2024年4月1日）

る料金の算定期間より適用します。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金と合わせて算定いたします。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまからKDDIおよびエナリスにその旨を申し出たいただいた場合には、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

2. 燃料費等調整

I：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合

1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ ＝本書別紙に定める係数

なお、各平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格は本書別紙に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(4)の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間

（4）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本書別紙に定めるものとします。

2 市場価格調整単価の算定

（1）電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する価格をいい、次に定めるものとします。

- イ 供給エリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリアおよび九州エリアの場合、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品の売買取引における価格のうち、供給エリアの供給区域に適用されるものをいいます。
- ロ 供給エリアが中国エリアの場合、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアの供給区域に適用されるものをいいます。

（2）平均市場価格

- イ 1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X、x、Y、y = 本書別紙に定める値、係数

なお、平均市場価格の単位および各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

- ロ イによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

（3）市場価格調整単価

市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準市場価格は本書別紙に定めるものとします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times (4) \text{の調整係数}$$

なお、供給エリアが北陸エリアまたは九州エリアの場合、市場価格調整単価は次に定める算式によって算定された値とします。マイナス調整の基準値およびプラス調整の基準値は、本書別紙に定めるものとします。

イ 平均市場価格がマイナス調整の基準値を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{マイナス調整の基準値}) \times (4) \text{の調整係数}$$

ロ 平均市場価格がプラス調整の基準値を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{プラス調整の基準値}) \times (4) \text{の調整係数}$$

ハ 平均市場価格がプラス調整とマイナス調整の基準値の範囲内の場合

調整は実施されず、市場価格調整単価は0円00銭とする。

(4) 調整係数

調整係数は、本書別紙に定めるものとします。

(5) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、供給エリアが、北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリアおよび九州エリアの場合に適用とし、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

イ 北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、九州エリアの場合

平均市場価格算定期間			市場価格調整単価 適用期間
北海道エリア、東北エリア、中部エリア、関西エリア、中国エリア	九州エリア	北陸エリア	
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年3月21日から4月20日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日まで	毎年5月21日から6月20日まで	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等

の期間	の期間	間	
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月21日から3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月21日から4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月21日から5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ロ 東京エリアの場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	
	繰上検針の場合	分散検針の場合
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の1月の料金に係る計量期間等	その年の2月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	その年の2月の料金に係る計量期間等	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	その年の6月の料金に係る計量期間等

毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	翌年の1月の料金に係る計量期間等

3 離島ユニバーサル調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 本書別紙に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサル調整単価

離島ユニバーサル調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサル調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格は、本書別紙に定めるものとします。

$$\text{離島ユニバーサル調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times$$

（4）の離島基準単価

1,000

ただし、離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合、離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

（3）離島ユニバーサル調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサル調整単価は、供給エリアが、北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアの場合に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間

（4）離島基準単価

基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本書別紙に定めるものとします。

4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサル調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第4項によって算定された燃料費等調整単

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（2024年4月1日）

価を適用して算定します。

II：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D1、D2、X、 α 、 β 、 β' 、 γ 、 γ' 、 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月 1 日から 10 営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D1 \times \delta 1 + D2 \times \delta 2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明
A：1キロリットル当たり5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格
B'：1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格
C'：1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D1：1kwh 当たりの前々月の24時間平均エリアプライス
D2：1kwh 当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X：調達電源の基準値の加重平均

α 、 β 、 β' 、 γ 、 γ' 、 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ の説明
α ：当該月において、Aに依存する割合
β ：当該月において、Bに依存する割合
β' ：当該月において、B'に依存する割合
γ ：当該月において、Cに依存する割合
γ' ：当該月において、C'に依存する割合
$\delta 1$ ：当該月において、D1に依存する割合
$\delta 2$ ：当該月において、D2に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

3. 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割計算する場合の日割計算の基本算式は次の通りとします。

$$1 \text{ ヲ月の該当料金} \quad \times \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の(1)にいう日割計算対象日数は、次のとおりとします。

イ 電気の供給を開始した場合

電気の需給開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 電気需給契約が終了した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、(2)イおよびロいずれの場合でも18(料金の算定期間)前段に定める計量期間等の日数とします。

- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (5) 需給契約について料金変更がされた場合、(1)の日割計算対象日数は、料金変更までの期間および料金変更後の期間の日数とします。この場合、料金変更までの期間には料金変更日を含まず、料金変更後の期間には料金変更日を含むものとします。

4. 環境価値の仕様

この au でんき約款により供給する電気の電源構成および環境価値は、次のとおりです。

(1) 電源構成

- イ この au でんき約款により供給する電気は電源を特定しません。化石燃料由来の電気を含みます。
- ロ この au でんき約款により供給した電気の電源種別ごとの構成比率を算定します。
- ハ 前号で算定した電源種別ごとの構成比率を、原則として株式会社エナリス・パワー・マーケティングの所定のホームページへの掲載などの電磁的方法によりお客さまにお知らせします。

(2) 環境価値

- イ この au でんき約款により供給する電気は、原則として、トラッキング付非化石証書を使用し、実質再生可能エネルギー電気 100%として提供します。
- ロ 前号にかかわらず、トラッキング付非化石証書が調達できない場合、再生可能エネルギー由来の J-クレジットの代理無効化を行い、RE100 クライテリアに準拠する電力として提供します。
- ハ 前号の場合、非化石証書を使用しない電気が混在することになり、法制度上当社は実質再生可能エネルギー電気 100%を訴求できませんが、RE100 クライテリアに準拠します。
- ニ 調整後排出係数はゼロとなります。

電源連動型再エネメニュー電気料金単価表

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

1. 基本料金

電源連動型再エネメニュー（以下「本契約種別」といいます。）の基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額とします。

【高圧_標準電圧 6,000V】

契約電力1キロワットにつき	エリア	料金単価 (税抜価格(税込価格))
	北海道	1,779円41銭 (1,957円36銭)
	東北	1,811円83銭 (1,993円02銭)
	東京	1,415円67銭 (1,557円24銭)
	中部	1,290円47銭 (1,419円52銭)
	北陸	1,623円93銭 (1,786円33銭)
	関西	1,516円70銭 (1,668円37銭)
	中国	1,302円80銭 (1,433円08銭)
	四国	1,206円76銭 (1,327円44銭)
	九州	1,473円54銭 (1,620円90銭)

【特別高圧_標準電圧 20,000V 以上】

契約電力1キロワットにつき	エリア	料金単価 (税抜価格(税込価格))
	北海道	1,499円41銭 (1,649円36銭)
	東北	1,563円83銭 (1,720円22銭)
	東京	1,190円14銭 (1,309円16銭)
	中部	1,182円97銭 (1,301円27銭)
	北陸	1,449円43銭 (1,594円38銭)

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（2024年4月1日）

	関西	1,303 円 70 銭 (1,434 円 07 銭)
	中国	1,036 円 80 銭 (1,140 円 48 銭)
	四国	1,055 円 26 銭 (1,160 円 79 銭)
	九州	1,406 円 79 銭 (1,547 円 47 銭)

2. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、平日・休日・昼間・夜間を問わず次のとおりとします。

【高圧_標準電圧 6,000V】

使用電力量 1 キロワット時 につき	エリア	料金単価 (税抜価格(税込価格))
	北海道	21 円 58 銭 (23 円 73 銭)
	東北	16 円 32 銭 (17 円 95 銭)
	東京	17 円 78 銭 (19 円 55 銭)
	中部	18 円 86 銭 (20 円 74 銭)
	北陸	18 円 38 銭 (20 円 21 銭)
	関西	18 円 57 銭 (20 円 42 銭)
	中国	18 円 09 銭 (19 円 89 銭)
	四国	18 円 07 銭 (19 円 87 銭)
	九州	15 円 98 銭 (17 円 57 銭)

【特別高圧_標準電圧 20,000V 以上】

使用電力量 1 キロワット時 につき	エリア	料金単価 (税抜価格(税込価格))
	北海道	21 円 64 銭 (23 円 80 銭)
	東北	16 円 08 銭 (17 円 68 銭)
	東京	17 円 11 銭 (18 円 82 銭)
	中部	18 円 02 銭 (19 円 82 銭)
	北陸	17 円 85 銭 (19 円 63 銭)
	関西	17 円 82 銭 (19 円 60 銭)
	中国	17 円 13 銭 (18 円 84 銭)
	四国	17 円 23 銭 (18 円 95 銭)
	九州	15 円 49 銭 (17 円 03 銭)

3. 力率割引および割増し

- (1) 力率は、その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とします。
なお、平均力率の算定において瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。この場合、平均力率は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値とします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。
- (2) 力率の単位は1%（パーセント）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 力率が、85%を上回る場合は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき、基本料金を1%割増しします。

予備電力（電源連動型再エネメニュー用）電気料金単価表

（高圧・特別高圧 全エリア共通）

1. 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず1月につき次のとおりとします。

【高圧_標準電圧 6,000V】

契約電力1キロワットにつき	エリア	予備線基本料金単価 （税抜価格(税込価格)）	予備電源基本料金単価 （税抜価格(税込価格)）
	北海道	88円00銭 (96円80銭)	103円00銭 (113円30銭)
	東北	75円00銭 (82円50銭)	152円00銭 (167円20銭)
	東京	79円66銭 (87円62銭)	136円78銭 (150円45銭)
	中部	72円00銭 (79円20銭)	117円00銭 (128円70銭)
	北陸	89円00銭 (97円90銭)	146円00銭 (160円60銭)
	関西	88円00銭 (96円80銭)	169円00銭 (185円90銭)
	中国	101円00銭 (111円10銭)	152円00銭 (167円20銭)
	四国	81円81銭 (89円99銭)	149円62銭 (164円58銭)
	九州	76円97銭 (84円66銭)	99円10銭 (109円00銭)

【予備線基本料金_特別高圧_標準電圧 20,000V 以上】

契約電力1キロワットにつき	エリア	予備線基本料金単価 （税抜価格(税込価格)）	予備電源基本料金単価 （税抜価格(税込価格)）
	北海道	97円00銭 (106円70銭)	122円00銭 (134円20銭)
	東北	87円50銭 (96円25銭)	176円00銭 (193円60銭)
	東京	75円17銭 (82円68銭)	149円52銭 (164円47銭)
	中部	49円00銭 (53円90銭)	80円00銭 (88円00銭)
	北陸	87円75銭 (96円52銭)	163円50銭 (179円85銭)
	関西	70円00銭 (77円00銭)	106円00銭 (116円60銭)

	中国	83 円 50 銭 (91 円 85 銭)	155 円 00 銭 (170 円 50 銭)
	四国	78 円 57 銭 (86 円 42 銭)	159 円 14 銭 (175 円 05 銭)
	九州	60 円 91 銭 (67 円 00 銭)	97 円 73 銭 (107 円 50 銭)

2. 電力量料金

電力量料金は、その1月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給電力の電力量料金同様の算式により算定します。

3. 力率割引および割増し

力率割引および割増しはしません。ただし、常時供給電力の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給電力によって使用した電気とみなします。

別紙 燃料費等調整単価の係数等

I：北海道エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1946
	β	0.0827
	γ	1.0081
基準燃料価格		89,500 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	18 銭 3 厘
	高圧	18 銭 8 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.6760
	y	0.3240
基準市場価格		23 円 94 銭
調整係数	特別高圧	0.223
	高圧	0.229

3 離島ユニバーサル調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格		79,300 円
離島調整上限燃料価格		119,000 円
離島基準単価（※） （1キロワット時につき）		1 厘

※消費税等相当額を含みます。

Ⅱ：東北エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0247
	β	0.2573
	γ	0.8912
基準燃料価格		85,400 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	20 銭 6 厘
	高圧	21 銭 3 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.5332
	y	0.4668
基準市場価格		21 円 39 銭
調整係数	特別高圧	0.142
	高圧	0.146

3 離島ユニバーサル調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格		79,300 円
離島調整上限燃料価格		119,000 円
離島基準単価（※） （1キロワット時につき）		1 厘

※消費税等相当額を含みます。

Ⅲ：東京エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0048
	β	0.3759
	γ	0.6725
基準燃料価格		57,500 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	16 銭 9 厘
	高圧	17 銭 4 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.8288
	y	0.1712
基準市場価格		11 円 22 銭
調整係数（上限値）	特別高圧	0.328
	高圧	0.337

IV：中部エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	-
	β	0.4381
	γ	0.5545
基準燃料価格		42,000 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	19 銭 3 厘
	高圧	19 銭 6 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	-
	Y	各平均市場価格算定期間における6時から18時に対応する電力市場価格の平均値
	x	-
	y	1.0000
基準市場価格		19 円 37 銭
調整係数	特別高圧	0.101
	高圧	0.103

V：北陸エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0380
	β	0.0702
	γ	1.2641
基準燃料価格		79,300 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	17 銭 4 厘
	高圧	17 銭 7 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	-
	Y	各平均市場価格算定期間における6時から18時に対応する電力市場価格の平均値
	x	-
	y	1.0000
基準市場価格	マイナス調整 基準値	8 円 00 銭
	プラス調整 基準値	32 円 00 銭
調整係数	特別高圧	0.145
	高圧	0.149

VI：関西エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0045
	β	0.1974
	γ	1.0532
基準燃料価格		47,000 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	10 銭 5 厘
	高圧	10 銭 6 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.7170
	y	0.2830
基準市場価格		10 円 82 銭
調整係数（上限値）	特別高圧	0.385
	高圧	0.390

Ⅶ：中国エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0406
	β	0.0982
	γ	1.2015
基準燃料価格		75,400 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	20 銭 0 厘
	高圧	20 銭 5 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.1316
	y	0.8684
基準市場価格		20 円 81 銭
調整係数	特別高圧	0.158
	高圧	0.162

3 離島ユニバーサル調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格		79,300 円
離島調整上限燃料価格		119,000 円
離島基準単価（※） （1キロワット時につき）		1 厘

※消費税等相当額を含みます。

Ⅷ：四国エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0845
	β	0.0699
	γ	1.1962
基準燃料価格		80,300 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	15 銭 0 厘
	高圧	15 銭 4 厘

※消費税等相当額を含みます。

Ⅸ：九州エリアの場合

1 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
基準燃料価格		27,400 円
基準単価（※） （1キロワット時につき）	特別高圧	12 銭 8 厘
	高圧	13 銭 0 厘

※消費税等相当額を含みます。

2 市場価格調整単価算出係数等

項目		値
係数	X	-
	Y	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	x	-
	y	1.0000
基準市場価格	マイナス調整 基準値	6 円 00 銭
	プラス調整 基準値	18 円 00 銭
調整係数	特別高圧	0.307
	高圧	0.312

3 離島ユニバーサル調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格		79,300 円
離島調整上限燃料価格		119,000 円
離島基準単価（※） （1キロワット時につき）		3 厘

※消費税等相当額を含みます。